

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって会議は成立いたしました。

これより令和4年度第7回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第5番石川委員さん、第6番森田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日の日程行事について報告いたします。9月27日29日30日、農業振興地域の農業地域調査を市内の担当の方をお願いをしたところでございます。10月4日、農業委員会、経営土地部会長研修集会、市役所の会議室で経営部会長と土地部会長に出席いただきました。同じく10月4日、藤橋の水田の方で宮中新嘗祭の抜穂祭が執り行われました。加藤会長と石川委員の方に出席をいただきます。10月4日5日、生産緑地の本調査ということで市内の生産緑地を加藤会長、小峰職代、土地部会の各位に調査をしていただきました。10月20日、青梅市都市計画審議会、市役所会議室で行われました。加藤会長に出席をいただきました。同じく10月20日、土地部会が市役所の会議室で行われ、加藤会長、小峰職代、土地部会の各位のご出席のもと生産緑地の調査の結果についての話し合い等をしていただきました。10月21日、親子農業体験の稲刈りなのですが、雨天で親子での稲刈りはできなかったのですが、21日に藤橋の方の水田で加藤会長と経営部会の皆さんで無事に稲刈りを終了いたしました。以上です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件を上程いたします。

整理番号1番および2番について、野村委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号4番の野村です。

整理番号1番につきまして説明いたします。

10月12日日本人の息子さん立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の前の一団の畑で、その畑にはブロッコリー、白菜、ノラボウ、キャベツ、レタス、サトイモ、ヤツガシラ、サツマイモ、大根などの野菜、柿、キウイフルーツ、栗などが栽培され管理も問題ありませんでした。

整理番号2番ですが、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

家の前と横にある畑で、地番には大根、白菜、サトイモ、ヤツガシラ、ピーマン、ノラボウ、ハウレン草などの野菜、地番にはブルーベリー、キウイフルーツ、柿、柚子などが栽培され畑として問題なく管理されておりました。以上よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番および4番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号1番の久保田です。

整理番号3番について説明いたします。

## 委員

10月12日申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

申請地につきましては、吉野街道の南側に位置していきまして、申請地は4畝になりますが一団の土地が2カ所です。一団の土地につきまして上から2畝が最初の土地です。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

サトイモ、ニラ、ナス、栗、ネギ、大根が栽培されていきました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここには梅が22本、柿が1本栽培されていきました。

一連の畑として問題なく管理されておりました。

整理番号4番について説明いたします。

10月12日申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

梅の公園の東口に近いところになります。ここには梅12本が植えられていておりました。

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

ここには梅が10本、大根、白菜が栽培されておりました。両畝とも畑として問題なく管理されておりました。

## 議長

整理番号5について、川鍋委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号2番の川鍋です。

## 委員

整理番号5番について説明いたします。

10月12日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。  
全部で13筆ありまして、そのうち一団の畑で3つに分けてあります。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここまでが一団の畑になっていまして、自宅と市道を挟んで向かい側の田んぼとなります。現在地目は田となっていますけれども、ほとんど田んぼはやってなくて、畑として利用されているようです。今年はカボチャを作っており収穫後、耕耘済みでした。

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

こちらが一団の畑になっていまして、作物としてはネギ、大根、白菜、サトイモなどが作られていました。畑の状態は良好に整備されていると思います。

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の前と横の一団の畑となっています。主に果樹、梅の木が7本、ミョウガ、フキ、道路脇には植木などが植わっていました。ここも除草がされており、きれいに整備されていると思います。

地番、地目畑、面積

今井市民センターの道路を挟んだ前の茶畑になります。こちらもよく手入れをされていて良好な畑と見受けられます。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和4年2月28日に亡くなられたため、相続人である                      さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、10月12日に久保田委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

## 事務局

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、久保田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号1番 久保田です。

現地調査を行いまして、ここには梅が28本栽培されております。事務局の言う通り問題ありませんでした。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

## 議長

次に議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件を御説明いたします。

## 事務局

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借権しゅうたいしゃくの設定の申出があり、農業会議より青梅市に対して、農用地利用配分計画の作成の依頼がございました。

はじめに別紙1の農用地利用配分計画（案）をご覧ください。

農用地利用配分計画については、農業委員会の議決を得ることが求められているため、内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

利用権を設定する者 住所 氏名

利用権の設定を受ける者 住所 氏名

利用権を設定する土地 地番 面積

新規の利用権設定で、設定する権利は使用貸借権たいしゃく。

契約期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間。

次に、2枚目をご覧ください。

利用権の設定には、農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。

はじめに、第1号「農用地利用配分計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、本計画は、農地中間管理機構（東京都農業会議）が、農地中間管理事業を実施することにより、経営規模の拡大や農地の集約化、また新規就農者の参入の促進を図ろうとするものであり、基本構想に適合すると考えております。

続いて第2号「第二項第一号に規定する者が、前条第二項の規定により公表されているものであること。」につきまして、公表されているため、適合いたします。

第3号および第4号については、本案件は、該当いたしません。

次に第5号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、所有者である申請人に農用地利用配分計画を確認いただき、権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。次に第六号については該当いたしません。

よって、許可要件をすべて満たしていると考えます。

## 事務局

農用地利用集積計画については、以上でございます。

なお、本来はこの後、東京都農業会議が借受者を公募して貸し出しを行うこととなりますが、今回は行わずに、東京都農業会議が一時保有する形となります。

現地調査につきましては、10月12日に川鍋委員さんで行いまして、本計画で支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号2番の川鍋です。

10月12日 事務局2名と現地調査をおこないました。

この物件は去年、農振の調査の時に問題があるということで指導された土地です。私が本人にお会いした時に「自分のところが出来ないので貸したい」ということで、「貸すことができますよ」と話をしたところ、貸したいとのことで、ようやく契約ができたのかなという思いです。この土地は長年、草刈り等はしていたのですが、作物を作っていたことがなかったと記憶しています。そこは博仁会の近くの土地で、平らで使いやすそうな土地なので、こちらが利用できるのは大変良いことではないかなと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。



## 議長

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則、東京都への事前協議が省略できることとなり、農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2は現況写真となっております。議案第4号別紙3は写真撮影方向図になります。

次に、議案第4号別紙3を御覧ください。

こちらは東京都が示した基準をもとに作成した青梅市の非農地証明についての内規となっております。

申請地は、木や雑草が繁茂して原野の様相等を呈していること、農機具等を搬入する道がないことから、「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元す

## 事務局

るための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の両方に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の川口委員と行き、加藤会長、小峰職務代理には現地の状況について説明しております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川口委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号9番 川口です。

10月20日 事務局2名と現地調査を行いました。

写真にある通り元は栗が植わっていたのですが、植えっぱなし状態でもとも果樹園とは言えないという状態です。繁茂した様相を呈していて、事務局の言うとおりに原野に近いということで、非農地と判断せざるを得ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、13件で3ページおよび4ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時45分から開会いたします。